

2020年度 事業計画・養護方針と目標

社会福祉法人ロザリオの聖母会
児童養護施設 仙台天使園

2020年度 社会福祉法人口ザリオの聖母会事業計画

1 創立の精神

1933(昭和8)年、夫と死別して4人の子女をかかえ生活に困って元寺小路教会を訪れた婦人をドミニコ会ビソネット神父が不憫に思い、聖ドミニコ女子修道会に養育を相談、この子供たちを、5人の修道女が引き取って養育したのが「仙台天使園」の始まりである。

「聖書の中で、神の御子が『これら最も小さい者にしたことは、即ち私してくれたのである』と仰せられましたが、私たちはこのみ教えを常に心に銘じて、愛らしい日本の子供たちのお世話を致しました。」

初代園長・創立者 スール・マリ・ドミニク・ド・ロゼール

2 事業計画

社会福祉法人口ザリオの聖母会（定款『第1条』より）

社会福祉法人口ザリオの聖母会は、カトリック精神に基づき多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業 児童養護施設仙台天使園の本体施設と地域小規模児童養護施設の設置運営

(2) 第二種社会福祉事業 子育て支援短期利用（ショートスティ）事業の受託経営

2020年度事業 「新しい社会的養育ビジョン」に沿った事業の推進

- (1) 本体施設の養育体制の刷新と支援拠点機能の強化
- (2) 地域小規模児童養護施設「かつら」開設
- (3) 施設内および地域小規模施設間ICT活用の推進
- (4) 施設内整備事業（児童居室ベッドなどの整備）
- (5) 地域支援機能の強化計画（1階スペースの活用）
- (6) 第三者評価の実施

2020年度 児童養護施設仙台天使園 事業計画

1 基本理念

- 1、児童の最善の利益を追求する。
- 2、子ども自身の意見表明権を尊重する。
- 3、児童の人権と命の尊厳の尊重。
- 4、職員から「愛されている」ことを子ども自身、実感出来る養護を形成する。

2 養護基本方針

- キリスト教的世界観、人間観を土台として、次のような子どもを育てる
- 祈り、感謝することのできる子ども
- 明るく美しい心を持った子ども
- 自主的に責任を持って行動できる子ども
- 困難にくじけず、正しく生きる強い子ども

3 期待する職員像

- カトリック施設の職員として、人間を越えた存在に対し畏敬の念をもっている。
- カトリック施設の職員として、イエスが教えた愛を実践しようとしている。
- 常に子どもの最善のために何ができるかを問い合わせている。
- 子どもと共に自らも成長しようとしている。
- 自分の良さを生かし、職員間の相互補完的な協力関係を形成しようと努めている。

4 事業計画

- ・児童の最善の利益を追求し、安心・安全に生活できる環境を保障する。
- ・本体施設の6ユニットを生かした家庭的養護をさらに推進し、協力体制も強化する。
- ・各地区地域小規模施設の相互協力体制をつくる。
- ・退所児童の自立支援、家族の再統合、里親支援を、地域社会、関係各機関と協働し、積極的に継続する。
- ・職務内容を見直し、改善に向けて業務マニュアルをさらに整備、充実させる。
- ・ICT機器利用をさらに進め、職員同志の連携を通して、互いに尊重し高め合う職場づくりに努める。

① 各部の重点目標

- ・児童棟
 1. 互いの役割と存在を尊重し、チームワークを強化する。
 2. ライン間の連携を深め、施設全体の養育の質の向上と標準化に努める。
 3. ユニットの食事作りを充実させ、食と生活を繋いでいく。
- ・地域小規模
 1. 子どもたちが安心して生活を送ることができるよう環境を整える。
 2. 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を作る。
 3. 地域との交流を大切にする。
- ・給食部
 1. 職員間の連携を充分に行う。
 2. 作業の基本や手順をふまえて、美味しい食事をつくる。
 3. 作業台や床を汚さないように作業をする。
- ・事務部
 1. タイムカードを打刻すべき時間に忘れずに打つことを周知徹底する。
 2. 職員の計画的な有給休暇取得を促す

② 専門職職員による支援事業

- ・心理療法担当職員
 1. 子どもたちの心的課題への支援を、定期面接によって心理治療的に援助し、処遇職員と共に、子どもの理解に努める。
 2. 心理面接の内容・治療的介入の質の向上のため、アセスメントの確認や見直し、セッション内容の検討をより密に行う。
- ・個別対応職員
 1. 個別対応を必要とする児童へ、個別面接、生活体験(安らぎの家)で心身を癒し、自己肯定感を高めるように支援する。感性を高めるためにクラブ活動(宗教「こじか」、園芸、絵画)も利用する。
 2. 児童の情報共有を必要に応じて行い、保護者への援助も行う。(担当、心理療法担当、ファミリーソーシャルワーカー他)
- ・ファミリーソーシャルワーカー
 1. 対象児童の早期家庭復帰のため、児童相談所等関係機関との連絡・調整をもとに保護者等に対する相談業務を推進する。
 2. 施設職員への指導・助言及びケース会議での支援を行う。
- ・里親支援専門相談員
 1. 関係機関と連携し、地域の拠点として、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

2. 家庭生活体験事業の積極的な利用を図りながら、地域での里親制度への理解と普及に努める。

・自立支援専門相談員

1. 卒園後の自立を、関係機関と協力しながら支援し、その後も継続的な関りを続ける。

③ 実習生の受け入れ養成

実習校の要望を調整し、各ライン毎、年間計画に基づき実習生の受け入れ養成を前向きに努める。

また、社会福祉、幼児教育の専門学校等の見学、要望等も受け入れ、人材育成に協力する。

④ ボランティアの活用

児童養護に協力してくださるボランティアを感謝のうちに受け入れ、処遇の向上、地域の活性化に努める。(学生ボランティア、社会人ボランティア)

⑤児童からの苦情解決については次のとおり対応する。

・苦情解決責任者（理事長）

・苦情受付担当者（施設長、村上、松田、下山）

・第三者委員 山口 強（生出地区民児協会会長） 佐藤 富士夫（茂庭台地区民生委員）
松木 倫子（主任児童委員）

⑥アフターケア(退所児、卒園児)

児童が退所後、地域社会の一員として生活する中で自己の統合性の回復を見守り、課題がある場合、適切な支援を速やかに実施して、社会的自立を図るように援助する。

家庭復帰の児童は、その家族の一員として仲良く助け合って暮らせるように地域の関係者、保護者との連繋を密にして支援する。

⑦家庭支援

(1)親子調整の目的

家族関係の修正として、家族成員の人間関係を検討、整理し、子どもが自分の未来を適切に考えられるように支援する。

家族機能の回復を目指して親自身が自己受容し、親としての在り方に気付き、子どもをありのまま受け入れられるように親子関係の修復を支援する。

特に児童を虐待する親に対しては児童相談所等と連携し支援策を実施する。このため専門の職員を配置する。

(2)家庭との関わり

子どもの成長発達における現状を電話、手紙等で連絡し、面会・外泊・学校行事等保護者の参加の機会を通じて積極的に支援する。

(3)家庭訪問

年間計画を立てて実行し、児童の家庭の実態を把握する。児童の自立支援の参考とする。

親の立場を理解し、子供の気持ちも伝えて処遇の具体的効果に役立てる。

(4)子育て支援対策としてショートステイの実施

利用者の親子の絆を安定させるため地域の関係機関(児童相談所、民生児童委員、福祉事務所等)と情報連絡を密にし、協力し合ってショートステイを実施する。

⑧防災計画 別紙

2020年度 児童養護施設仙台天使園 養護目標

1. 養護目標

- ① ことばを大切にする (自分で表現できる あいさつ ありがとう……)
 - ② 食事のマナーを身に付け、好き嫌いしないで何でも食べる (感謝の気持ちをもって食事をする)
 - ③ 自分のもの、みんなで使うものを大切にする
 - ④ 自分を大切にし、相手の気持ちを考え、仲良くする
 - ⑤ 自分の目標に向かって勉強や運動・文化活動に励む
- ・幼児 ①元気よくあいさつする
②ともだちと仲良く遊ぶ
③食べ物は好き嫌いせず、よく噛んで食べる
- ・小学生 ①日々の生活マナーに気を付け、身だしなみを整える (季節や場面に合った服装)
②家庭学習の定着
③友達を大切にする
- ・中学生 ①自分を大切にし、相手も大切にする
②自分の進路・将来の目標を決め、勉学に励む
③学年に適切な知恵を身につけ、表現する (挨拶、態度、身辺整理)
- ・高校生 ①進学を含めた自立への準備に励む
②社会常識を身に付け、公的機関の活用や交友関係の健全性を維持する
- ・退所児 ①心身の健康管理を行い、自己調整機能を高める
②専門知識、技術を高める
③経済生活や社会的生活の自立を図る

※養護目標達成のために職員は子どもと共に自らも取り組むことを大切にする。

2. 自立支援計画

入所中の児童に対する支援は、担当職員のみならず、園長を始めとし、全職員が協力して、生活支援、家庭環境調節等、各援助領域について、入所から退所後まで継続的に行う事が必要である。さらに児童福祉施設最低基準に基づき、児童の自立の視野に立った支援の充実や、児童の通学する学校、児童相談所等関係機関との連携を推進し、入所児個別の自立支援を策定する。

自立支援計画の策定・・・入所時に児童相談所の処遇指針を受け、児童自身の意向も踏まえて策定し、以後は定期的に児童相談所と協議の上、再評価を行う。再評価に際しては、児童の長所・特質をふまえ、問題行動や短所の指摘にとどまらないよう留意しながら、改善を求められる部分に重点を置く。

特に卒園後の自立に向けての進路指導を充実させ、大学・短大・専門学校への進学を保障するために、自立支援金の募金を進める。また、就職者に対しても必要な支援の充実に努める。

(1) 生活支援

児童の起床から就寝まで、身辺処理の自立と自己肯定感の充足をはかると共に、社会的自立をめざし、児童の年齢、発達に応じた生活全般にわたる支援を実施する。

- ・ 日常生活での言葉遣い、あいさつ
- ・ 基本的生活習慣の支援、食事マナー
- ・ 身辺処理の自立、食器洗い、掃除、洗濯、寝具の整頓、物品管理

他人との協調、自己コントロール、園のルール、社会のルール

- ・ 経済生活
児童が必要な日用品、学用品、衛生品、衣服等を計画的、合理的に購買、また、余暇に好きなおやつ等楽しい買い物をする。小遣い帳を記入し、経済生活の知恵を覚えるように支援。高校生のアルバイト体験も支援。
- ・ 配膳当番 (本園)
小学5年生より当番制で、食事の配膳、食後の片付けが身につくように支援する
- ・ 調理実習
児童がご飯や味噌汁、おかずを自分で作れるように担当職員は栄養士、及び調理師と年間計画を立て、献立、買い物、調理を一緒にして楽しい食事の雰囲気と健全な食生活のあり方を体験実習する。

日 課 (本園の例)

高校生隨時起床 弁当作り 朝食 登校

6 : 30	起床 洗顔 身支度
4 0	配膳
7 : 00	朝の祈り 朝食 高校生登校
8 : 00	登校(小中学生)
9 : 00	登園(幼稚園)
3 0	自由保育(2~3歳児)
11 : 30	幼児 昼食
12 : 00	昼食
14 : 20	帰園(幼)
4 5	帰園(小)
15 : 00	おやつ
16 : 30	帰園(中) 帰園後各自学習
17 : 00	掃除 幼児夕食
17 : 15	配膳
17 : 30	夕の祈り 夕食
18 : 30	後片付け 夕食後入浴
18 : 30~	自由時間
20 : 00	就寝(幼~小3)
21 : 00	就寝(小4~6) 入浴終了 消灯
22 : 00	中高生隨時就寝

(2) 学習支援

児童が自信と意欲を持ちながら学校生活(学校関係、教職員との関係、部活動等)を送り、それぞれの能力に応じた自己実現を達成するために、物心両面の学習環境整備や人的配置が肝要である。

そのため、学習・進路指導委員会は計画、実践の中心的役割を担う。

学習指導上の問題点

- ①学力停滞、学力不振(学習のつまづきの早期発見)
- ②学習意欲の欠如
- ③学習環境の条件

学習支援の要点

- ・学習支援をめぐる問題は多岐にわたるが、日々成長している児童の為に、今ある条件下で出来得る最善の学習支援を行う。

- ・家庭教師、学習塾、学習ボランティアを活用する。
- ・児童の全面的受容を心がけ、欠点よりも長所や能力を認め、自己信頼の向上心を支援する。
- ・基礎学力に重点をおいて忍耐強く指導し、本人自身の可能性に希望を持たせ目標を掲げる。
- ・物的条件を整備すると共に、良い学習の習慣をつくる。
- ・特に中高生は定期考査の準備や長期休暇中の課題への取組みを通して学習習慣が定着するように支援する。
- ・パソコン、タブレットを利用して情報教育を行う。
- ・学校教職員との連帯を密にする。(定期的な情報交換)
- ・家庭教師や学習ボランティアの開発と活用。(継続性の促進)
- ・児童の家庭の励ましや協力を常日頃心がける。
- ・社会的自立の準備として、発達年齢に即した社会教育を継続して行う。
- ・学習塾と連携し児童の学力に応じ支援体制を整備する。

(3) 健康支援

健康とは、病気ではないという状態だけではなく、心身共に良好で健やかな生活が営めることであり、児童においては更に、心と身体が年齢相応の発育、及び発達していることが重要な要素である。

※常に児童の個人差に配慮しながら観察指導する。

- ① 起床、就寝時は名前を呼んで視診を必ず行う。(睡眠を必要な通り方をしているか)
- ② 元気で明るく良好な生活ができ、友達や職員との関係もしっかりとされているか。
- ③ 顔色、つや、眼、皮膚等全身が生きいきとしているか、声に張りがあるか。
- ④ 頭痛、腹痛、発熱、排便状態(下痢)、その他の不調等の訴えに十分な目配りと対応。
- ⑤ 食欲不振、偏食、過食等食欲の状態はどうか。
- ⑥ 落ち着き、行動等精神状態の調和が保たれているか。(チック症状やリストカットへの早期対応)
- ⑦ 異常が認められる場合は、正確な症状を把握し、園長、主任等に報告し、その指示に従い対応する。
- ⑧ 症状によって学校、幼稚園等を休ませ静養させる。また専門医の診察を受けさせ、その指示に従うなど適切な処置をする。
- ⑨ 性教育を児童の成育発達に応じて適切に支援する。女児の初潮の準備、生理の意味、生理の手当、男児の精通に対する複雑な心境を理解し、罪悪感を持たないような適切な自己管理の支援をする。
- ⑩ 基礎的な好ましい健康習慣の形成をはかり、早寝早起き、好き嫌いせずよく噛んで食べる、活発な遊びや運動で身体を鍛える、甘いものを食べ過ぎない等(刺激物、刺激的飲料)、健康の大切さを知恵として教える。
- ⑪ 観察支援の結果を業務日誌及び健康記録に記載する。

健康管理	*	入浴	・・・・・・・・・・・・	毎日
	*	ヘアカット	・・・・・・・・	3ヶ月に1回程度
	*	疾病時、専門医への受診	・・・・	必要に応じて
	*	赤痢菌、O157検査、サルモネラ	・・・・	月1回(小5、6中高生) 職員
	*	医師による内科検診	・・・・	年2回(7月、11月尿検査含む) (学校で実施)
	*	インフルエンザ予防接種	・・・・	2回
	*	3歳児健康診査、予防接種	・	太白区役所、小児科医院

(4) 安全対策

児童が日常生活、社会生活を通じて自己の安全管理が出来るよう支援し、交通事故や非常事態の危険から身を守るために、登下校の通学路、外出支援を行い、また定期的に避難訓練等を行う。

日常的な点検は担当者が点検ノートを利用して行う。

- ①登下校時の通学路、歩行安全指導・・・登下校時 (整理整頓、不用品の片付け含む)
- ②安全確保の屋内外巡回・・・・・・・週 1 回
- ③避難訓練や防災訓練等の教育・・・・年 1 2回 (居室内、廊下、屋内外の避難経路の整頓)
- ④防災関係の諸器具点検・・・・・・・年 2 回
- ⑤防犯設備や予防環境の点検・・・・・・・年 2 回

*交通安全

散歩、遊び、買い物、通院、友人宅訪問等で外出する時の安全確認を指導。特に道路の飛び出し(ボール遊び、かけっこ、自転車、ローラースケート、スケートボードなど)を厳重に戒める。

*備品の安全点検

園内外の各箇所の破損、自転車の破損等に気付いた職員は係に連絡し早急に処理する。

日常、児童自身も職員に届けるよう支援する。除雪機の管理(不要時はカバー)

*環境整備

園庭は樹木、遊具、園芸等、快い環境整備に努め、ガラス破片、危険物、ゴミの排除は常時行う。

美化デーを月 1 回設け、職員・児童全員が参加し、園内外の環境整備に努める。

*社会のマナーと注意

公共の施設や交通機関の利用等手続きの仕方を覚え、安心して一人でも行動できるようにする。

外出中、何か不都合が生じた場合は天使園、学校、家庭等に必ず電話かメールで連絡をとり、身の安全を知らせ、対応を考える。(緊急時は近くの交番へ行く)

不審な人、物売りに騙されないように正しい態度や社会常識を身に付ける。

(5) 行事計画(計画立案の視点)と年間行事

児童の安定感、所属感を深め、日常生活における役割意識や責任感の自覚を促し、能力、社会性を高めるために、年間の行事の意味は大きく、その計画策定には詳細な検討が必要である。

①目的に合う内容、場所を選択する。

何のために、その場所でどんなことをするのか、何ができるか、子ども自身(年齢、性別、心身の状態)行動との関連。

自然に触れる機会を増やし、感性を豊かにして体力の増進、公共交通機関の活用など社会性の涵養を支援する。

②職員の対応の仕方、引率の方法は十分に配慮する。

危険が伴う内容の時は、小集団毎に引率者を必ず付ける。

計画には、子どもたちの意見等反映させ、子どものリーダーを決める。

(行事の計画表(事前の確認要)実施表、次回への改善点に留意)

③子どもたちに充分な事前指導を行うこと。

無理のない日程、事故発生時の対処(避難先、電話連絡の徹底)

招待に参加する場合、適切な挨拶、服装、態度を具体的に助言し自覚を促す。(日常的支援要)

④推進のポイント

☆子ども自身での計画立案、意見等による自主的参加と役割分担の推進。四季の会を活用する。

☆子どもと職員の共同企画、準備、実施、運営、評価、反省を推進。

歓送迎会等の年間行事、遠足、町内ゴミ拾い清掃、ラジオ体操、町内巡視、交通整理、町内のお祭り参加 他

(6) 懲戒権濫用の禁止と苦情処理

児童の無断外出、ケンカ、いじめ等規律違反、その他反社会的行動については厳正な態度をもって対処しなければならないが、この場合体罰等児童に身体的苦痛や人格を辱める等、児童の人格を侵害

する行動があつてはならない。

(7) 余暇活動

一人ひとりの子供たちは、集団生活の中で自分らしく成長していく上で、余暇を充分活用して趣味、特技、興味のあるものを開発し、夢や目標達成の喜び、自己信頼の回復を伸展する。

年間行事（園独自のもの）

- 4月 進級・新入学祝い 復活祭（ミサ参加） 農作業 実習生オリエンテーション
- 5月 聖母月 学生ボランティアオリエンテーション
- 6月 総合防災訓練
- 7月 児童健康診断 農作業 夏期合宿
- 8月 夏期帰省 夏のBBQ 聖母被昇天祭（ミサ参加） 墓参
- 10月 ロザリオの月 小6ディズニーランド 秋の芋煮会 農作業
- 11月 七五三祝い（ミサ参加） 児童健康診断・インフルエンザ予防接種
- 12月 年末大掃除 招待クリスマス会 クリスマス（ミサ参加） 園内クリスマス会 冬期帰省
- 1月 新年あいさつ 初詣（新年ミサ参加） 初売り買い初め
- 2月 節分豆まき
- 3月 歓送迎会 ユニット（ホーム）替え

その他

防災訓練（月1回） 誕生会 ユニット・ホーム活動 四季の会 学年別性教育

ボランティア

学習支援 生活支援 洗濯 裁縫 環境整備 幼児・学童自由遊び

招待

ディズニー・オン・アイス 仙台市招待遠足 ベニーランド 楽天試合観戦 ベガルタ仙台試合観戦
かつば座 坊源 みらいの森キャンプ YMCAキャンプ YMCAスイミング 花山キャンプ
ベガルタ仙台サッカースクール

慰问

労働奉仕 ヘアカット 餅つき 凧作り 焼肉 ラーメン コンサート カレーライス

3. 諸会議

会議名	回数	時間	内容	参加者
職員朝礼	毎朝	9:00～9:15	児童の生活全般、経過、連絡事項	出勤職員
連絡会 (月1回は行事連絡会)	毎火曜	10:00～ 11:00(11:30)	主な行事の企画検討・調整等 必要に応じて、処遇・諸連絡 行事関係	園長、統括主任、 間接処遇主任
将来構想委員会	月1回		10年計画の作成 多機能化の検討	(理事長を含め、8名程度)
職員会議	月1回	9:30～10:30	処遇、行事、事務連絡 出張報告、養護目標の評価の共有	全職員
処遇会議	月3回	9:30～12:30	児童の個別指導目標及び 処遇内容や指導評価の共有 家庭の諸問題も含め 検討課題の調整等	直接処遇 心理担当 里親支援専門指導員 個別対応
処遇打合せ	毎日	9:20～9:30		直接処遇
リーダー会議	毎火曜	11:30～12:30	処遇・諸連絡	統括主任、主任
グループホーム会議	月1回		処遇・諸連絡	グループホーム職員 (専門職員)
研修委員会	年4回		全体研修、OJT研修、OFFJT研修 他人材育成	園長、研修委員
専門職会議	随時			専門職員、統括主任
給食委員会	年3回		給食内容の検討 評価調整等	各部署給食委員
厨房会議	月1回	10:30～11:30	給食内容の検討	厨房職員
防災会議	年3回		園内外の防災確認等	園長、事務長 統括主任 防災担当者
人権委員会	年6回			人権委員
性教育委員会	年6回			性教育委員
苦情解決委員会	随時			園長、苦情解決委員
学習・進路指導委員会	随時			学習・進路指導委員

4. 職員研修

- (1) 園内研修 年3回 5月 カトリック精神について
 9月 児童養護について(予定)
 11月 児童養護または一般教養について(予定)

- (2) 園外研修 全国児童養護施設長会議
 東北ブロック児童養護施設研究協議会
 日本カトリック児童福祉協会全国会議
 日本カトリック児童福祉協会東北ブロック会議
 SBI児童養護施設職員研修

全国児童養護施設長研修
社会福祉施設長研修
社会福祉施設中堅職員研修
第Ⅰブロック児童養護施設専門職員研修
全国秋季セミナー（春季or秋季）
基幹的職員研修
東北ブロック児童養護施設専門職員研修
東北ブロック児童養護施設初任者研修
小舎制研修
子どもの虹 児童養護施設指導者研修
子どもの虐待防止セミナー
里親支援相談員研修
全国里親研修会
社会福祉施設給食担当者研修
施設事務担当職員研修

5. 職務分担表

6. 園務分掌

7. ユニット編成表

以 上